

○総務省令第五十九号

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和七年法律第四十三号）の施行に伴い、及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第三十三号）第二十八条第二項の規定に基づき、国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（特定業務を除く。）の運営及び人事管理に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年六月十八日

総務大臣 村上誠一郎

国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（特定業務を除く。）の運営及び人事管理に関する省令の一部を改正する省令

国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（特定業務を除く。）の運営及び人事管理に関する省令（平成十六年総務省令第六十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(業務方法書の記載事項)</p> <p>第一条の三 機構の行う業務(機構法第十四条第二項第一号に掲げる業務及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する等の法律(令和五年法律第八十七号)附則第三条第二項に規定する出資継続業務(以下「特定業務」という。)を除く。)に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。</p> <p>〔一〇十八 略〕</p> <p>十九 機構法第十四条第三項に規定するサイバーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第百四号)第三十一条第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定による事務に関する事項</p> <p>二十〇 二十三 略</p>	<p>(業務方法書の記載事項)</p> <p>第一条の三 機構の行う業務(機構法第十四条第二項第一号に掲げる業務及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する等の法律(令和五年法律第八十七号)附則第三条第二項に規定する出資継続業務(以下「特定業務」という。)を除く。)に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。</p> <p>〔一〇十八 同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>十九 二十二 同上</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

## 附 則

この省令は、重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。